

## 第3章 目指すべき地域福祉

## 1 基本理念

---

地域に暮らす人々が互いに認めあい、支えあうことで、一人ひとりの個性を尊重した幸せな地域社会の実現に近づくことができます。第3期計画では、第2期計画の基本理念を継承し、市民がともに認めあい支えあう「地域共生社会」の実現に向けたまちづくりを目指し、基本理念を次のように定めます。

**ともに認めあい 支えあい  
いきいきと暮らせる  
安心・安全なまち 矢板**



## **2 基本目標**

---

矢板市地域福祉計画・地域福祉活動計画では、基本理念を達成するため4つの基本目標を定めました。

これらの基本目標は、第2期計画の趣旨を引き継ぎ、地域福祉を推進していくにあたって、これまでに実施した地域福祉に関する市民アンケートや策定委員会などから得られた意見を踏まえ、今後、目指していく方向性を示したものです。

### **基本目標1 地域福祉を担う人づくり**

---

地域共生社会の実現を目指し、一人ひとりの個性を尊重し、支えあいの地域をつくるためには、コミュニティづくりが基本となります。まずはあいさつや声かけから始め、地域のつながりを深めていくとともに、地域で行われているさまざまな活動の活性化を図ることで、認めあえる、支えあえる人づくりを目指します。

### **基本目標2 みんなでつながる安心安全なまちづくり**

---

市民の誰もが住み慣れたまちで、安全で安心して暮らし続けられるよう、災害や犯罪などから市民の生活を守るための活動を進めるとともに、権利擁護の普及啓発や、市民一人ひとりの人権を尊重し、困っている人を見逃さないまちづくりを目指します。

### **基本目標3 安心して社会参加できる地域づくり**

---

住み慣れた地域で生活するためには、質量ともに充実した福祉サービスが必要となります。地域において、誰もがニーズに合ったサービスを利用でき、安心して社会参加できる地域づくりを目指します。

### **基本目標4 地域共生社会推進の仕組みづくり**

---

地域共生社会の実現に向けて、制度の狭間にあるさまざまな課題を抱える方に、適切な支援ができる仕組みをつくります。

社会福祉協議会やボランティア活動などへの支援を図るとともに、さまざまな活動を担う人材の育成に努めます。

### 3 計画の体系

---

この計画の基本理念・基本目標の実現に向けて、私たちが具体的に取り組むことを次のとおり体系化し、展開していきます。

#### **基本目標 1 地域福祉を担う人づくり**

---

- (1) 気軽にあいさつや声かけをします
- (2) ふれあいや助けあいの活動を促進します
- (3) 気軽に交流できる居場所を地域につくります
- (4) 健康でいきいき元気なまちをつくります

#### **基本目標 2 みんなでつながる安心安全なまちづくり**

---

- (1) 困っている人を見つけやすい体制をつくります
- (2) 地域ぐるみで防犯活動を強化します
- (3) 災害に対して安心できる体制をつくります

#### **基本目標 3 安心して社会参加できる地域づくり**

---

- (1) 情報が得やすく、相談しやすい体制をつくります
- (2) 適切な福祉サービスを提供します
- (3) 社会参加しやすい環境づくりを支援します

#### **基本目標 4 地域共生社会推進の仕組みづくり**

---

- (1) 支えあう地域福祉を広めます
- (2) 地域を支える人材を育てます
- (3) さまざまな団体の交流や連携を図る仕組みをつくります
- (4) 社会福祉協議会の活性化を図る仕組みをつくります